

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第 2 0 号

大和市スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例

大和市スポーツ施設設置条例（昭和 6 1 年大和市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、大和市営大和スポーツセンター駐車場の利用料金については、利用後に徴収する。

別表第 2 大和市営大和スポーツセンターの項に次のように加える。

駐車場	毎日	終日
-----	----	----

別表第 3 に次の 1 表を加える。

5 大和市営大和スポーツセンター駐車場利用料金の上限額

区分	単位	金額
普通車	40分を超え1時間まで	100円
	最初の1時間を超えて以降、20分（20分に満たない場合については、20分とみなす。）ごと	上記の金額に100円を加算する（入場から1回当たりの1日の上限を1,000円とする。）。
大型車	1回につき	3,000円

別表第3備考第1項第5号を次のように改める。

- (5) 普通車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて、二輪自動車又は乗車定員11人以上であるバス型の自動車でないものをいう。

別表第3備考第1項に次の1号を加える。

- (6) 大型車 道路運送車両法第3条に規定する普通自動車であつて、乗車定員11人以上であるバス型のものをいう。

別表第3備考中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 この表（4 附属設備利用料金の上限額の表に限る。）において、「1回」とは、午前9時から午後9時までのうちの1の利用の承認に係る利用をいう。

別表第3備考に次の1項を加える。

- 6 大和市営大和スポーツセンター駐車場に引き続き午前零時を過ぎて駐車した場合の利用料金は、それまでの合計額に、普通車については午前零時以降の20分までごとに100円を加算し、その日の加算額は1,000円を上限とするものとし、大型車については3,000円を加算するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。